

ぶたば税理士法人

2013年2月号 (Vol. 126)

旭川事務所:旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所: 札幌市中央区北2条西2丁目1-5リーシェントヒール6F 西公認会計士事務所: 東京都港区港南2丁目15-1品川4/9-2ティ4-28F

http://www.futaba-tax.co.jp フリーターイヤル(0120)978-028

平成25年度の税制改正大綱が発表されました

例年12月に発表される税制改正大綱が約1か月遅れて先月1月24日に発表されました。現時点では あくまで税制改正案ですので正式に施行されるのは国会通過後ですが、今月はこの税制改正大綱の内容 を紹介しましょう。

<所得税>

□最高税率の見直し

所得税の税率は 1,800 万円を超える部分に対する 40%がこれまでの最高税率でしたが、4,000 万円を超える部分に対する税率が 45%に引き上げられます。

□住宅ローン控除の延長

平成 25 年 12 月 31 日で期限切れとなる予定だった住宅ローン控除の適用期限が平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年間延長されます。

<相続税>

□基礎控除額の引き下げ

相続税の基礎控除額が以下のとおり引き下げられます

(現 行) 5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の人数 (改正後) 3,000 万円 + 600 万円×法定相続人の人数

□税率の見直し

相続税の税率は 50%がこれまでの最高税率でしたが、これが 55%に引き上げられます。また、財産の金額によってはそれ以外の税率も一部引き上げられています。

<贈与税>

□税率の見直し

贈与税の税率は 50%がこれまでの最高税率でしたが、これが 55%に引き上げられます。ただし、財産の金額によってはそれ以外の税率が一部引き下げられています。

□教育資金の非課税措置

30歳未満の子供や孫に対して教育資金に充てるための金銭を贈与した場合には、一定の要件のもと、1,500万円までは贈与税が課されません(現行制度では110万円を超えると贈与税が課されます)。

<法人税>

□給与の増額に係る税額控除

雇用者に対する給与を増額した場合には、一定の要件のもと、税額が控除されます。

□交際費に係る扱いの見直し

中小企業において経費になる交際費の年間限度額がこれまでの 600 万円から 800 万円に引き上げられます。また、その限度額以下であってもこれまでは支出した金額の 10%が経費になりませんでしたが、この扱いが廃止されて限度額以下の金額は全額が経費になります。

今シーズンの北海道は大雪と寒波で大変厳しい冬になっています。意外なことに、 冬の厳しさは地球温暖化とも関係があるとか。温暖化がすすむと、ますます寒く て大雪になるということになると、来年以後の冬が心配です…。 俊

